

利用者負担額一覧表（月額）

● 1号認定（教育標準時間認定）

新制度の給付対象となる幼稚園、認定こども園を利用した場合、満3歳以上の全ての世帯の子どもが無償化の対象となりますので、利用者負担額は0円となります。

● 2号・3号認定（保育標準時間・保育短時間認定）

認定こども園、保育所、小規模保育事業所を利用した場合の利用者負担額（月額）

各月初日において保育を受ける子どもの 所属する世帯の階層区分		利用者負担額月額 (ひとり親世帯・在宅障がい者のいる世帯)	
階層 区分	世帯区分	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯等	0円	0円
第2	市民税非課税世帯（無償化対象）	0円	0円
第3	市民税所得割課税額が 48,600円未満の世帯	12,000円 (3,000円)	10,000円 (2,500円)
第4	市民税所得割課税額が 48,600円以上 77,101円未満の世帯	20,000円 (5,000円)	18,000円 (4,500円)
	市民税所得割課税額が 77,101円以上 97,000円未満の世帯	20,000円	18,000円
第5	市民税所得割課税額が 97,000円以上 169,000円未満の世帯	28,000円	26,000円
第6	市民税所得割課税額が 169,000円以上 301,000円未満の世帯	38,000円	36,000円
第7	市民税所得割課税額が 301,000円以上 397,000円未満の世帯	48,000円	46,000円
第8	市民税所得割課税額が 397,000円以上の世帯	58,000円	56,000円

- ・ 4月1日時点の年齢が3歳以上の全ての世帯の子ども、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども等が無償化の対象となり、利用者負担額は0円となります。
- ・ 年度途中で3歳の誕生日を迎えても次の4月1日を迎えるまでは、無償化の対象とはなりません。
- ・ 父母が非課税の場合、同居（同一住所）の祖父母の一方（税額が高い方）の税額で利用者負担額を決定します。
- ・ 市で定める利用者負担額（保育料）の他に、実費徴収（しおりP45）や制度で認められている上乗せ徴収がある場合があります。